ウ　日レク及び日障協は，国の先進事例の情報提供等により，障害者と健常者が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発やイベントを推進する。
エ　国は，スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて，関連する基準や先進事例の情報提供等により，障害者のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。（P15 より再掲）
オ　国及び地方公共団体は，「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について周知し，障害者のスポーツ施設の利用実態や合理的配慮の取組事例を把握するとともに，施設管理者に対し障害者スポーツへの理解を啓発し，障害者の不当な差別的取扱の防止や合理的配慮の取組を要請することにより，スポーツ施設における障害者の利用を促進する。
カ　国は，地方公共団体等と連携し，全ての特別支援学校が，在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点となることを支援することにより，身近な地域で障害者がスポーツに親しむ環境を整備する。
キ　国は，地方公共団体等と連携し，総合型クラブが障害者スポーツを導入するためのガイドブックを普及すること等により，総合型クラブへの障害者の参加を促進（平成 27 年度現在 40%→目標 50%）し，健常者と障害者がともにスポーツに参画する環境を整備する。
ク　国及び日障協は，スポーツ団体，地方公共団体，大学・専修学校及び日体協と連携し，学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により，障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成 27 年度現在 2.2 万人→目標３万人）。その際，指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。（P11 より再掲）
ケ　指導者の養成側と指導を必要とする側のマッチングや，特別支援学校の体育や運動部活動等での外部指導者の活用等により，障害者スポーツ指導者の活用を推進する。（「活動する場がない」障害者スポーツ指導者の割合を半減させる。（平成 27 年度現在 13.7%→目標７%））
コ　国は，大学，スポーツ団体及び障害者福祉団体等が進める障害者スポーツのボランティア育成の先進事例を支援することにより，ガイドランナーなど障害者スポーツのボランティアの増加を推進するとともに，障害者自身のボランティアへの参画を促進する。
サ　国は，地方公共団体及びスポーツ団体と連携し，障害者スポーツの体験会等を支援することなどを通じ，障害者スポーツに対する理解を促進する。（障害者スポーツの直接観戦経験者　平成 27 年度現在 4.7%→目標 20%）
シ　国は，地方公共団体及び大学と連携し，全ての学校種の教員に対する障害者スポーツへの理解を促進するための研修等を推進するとともに，国及び地方公共団体は，特別支援学校等に障害者スポーツ用具等の設備を整備することにより，学校における障害児のスポーツ環境を充実させる。
ス　国は，地方公共団体と連携し，2020 年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより，２０２０年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。これを踏まえ，スポーツ団体は，障害のある子供たちの全国的なスポーツイベントの開催を推進することにより，障害のある子供のスポーツ活動とその成果を披露する場を充実させる。



セ　国は，地方公共団体，スポーツ団体及び障害者福祉団体と連携し，スポーツに参加していない障害者の状況やニーズの把握，各地域における障害者スポーツ用具等の整備，地域の障害者福祉施設等を活用した福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の提供や中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の提供等の取組を推進する。
ソ　国及び日障協は，事務局機能強化のための研修会の実施等により，障害者スポーツ団体の組織体制の整備を支援する。
タ　国は，支援を求める障害者スポーツ団体と支援の意向を持つ民間事業者とのマッチング等により，障害者スポーツ団体の財政基盤の強化を促進する。
チ　国は，「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議報告書」を普及し，地方公共団体，学校，スポーツ団体，民間事業者等による，①障害児のスポーツ活動の推進，②障害者のスポーツ活動の推進，③障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進，④障害者スポーツに対する理解促進，⑤障害者スポーツの推進体制の整備等の取組を推進する。

② スポーツを通じた健康増進

［施策目標］

**健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」及びスポーツの習慣化や健康増進を推進する「ガイドライン」の策定・普及を図るとともに，地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて，関係省庁と連携しつつ，スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。**

［現状と課題］

・ 国民医療費が年間約 40 兆円に達している中，様々なスポーツによる医療費抑制の取組や研究成果が存在している。例えば，運動プログラム開始３年後のスポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し，年間で一人当たり 10 万円の医療費抑制効果があるとの調査結果[*17]もある。
・ 各地におけるスポーツ中の死亡事故はしばしば報告されており，不適切な環境や体調不良時における無理なスポーツ実施はスポーツ障害や致死的な事故につながる危険があるが，その実態を全国的に把握できていない。
・ スポーツにより健康増進の効果を獲得及び維持するには，スポーツの習慣化が課題であり，関係省庁と連携しながらさらに推進する必要がある。
・ 被災地における長期の仮設住宅等での生活で，子供や高齢者を中心に運動不足，精神的ストレスの蓄積等による健康障害が発生している。

［具体的施策］

ア　国は，スポーツによる健康寿命延伸の効果について，エビデンスを収集・整理・情報発信し，社会全体に普及する。
イ　国は，スポーツ医・科学の知見に基づき，国民が生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命を延伸するために効果的な「スポーツプログラム」を策定し，地方公共団体，総合型クラブ及び日レク等のスポーツ団体等に普

[*17] 新潟県見附市における健康情報管理システムを活用したプログラムの実証実験の結果。その他，東北大学大学院辻一郎教授の研究において運動不足による過剰医療費の割合が 7.7%におよぶとの調査結果，三重県いなべ市における運動体験プログラムへの参加者（588 人）の国民健康保険の年間医療費削減額が約 4,600 万円におよんだとの調査結果などが出ている。



第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日